時事新報定價

時事新報ハ一年三百六十五日一日モ休刊セズ其代價遞送料廣告料ハ左ノ如シ

一枚二錢○一箇月前金五十錢○三箇月前金一圓五十錢○六箇月前金三圓
○一箇年前金六圓
○時事新報社ヨリ直接ニ郵便ニテ遞送スルモノニ限リ右定價ノ外ニ一箇月二十六錢ノ遞送料ヲ申受ク
月曜日、大祭祝日の翌日幷に歲末年首等他の新聞紙休刊の日のみに時事新報の配達は一ヶ月前金八錢なり但し郵便配達の地方は此外一枚に付一錢を申受く

時事新報廣告料前金

一行廿四字詰五號活字ニテ	一行ニ付一日限	一行ニ付二日以上六日迄	一行ニ付七日以上十五日迄	一行ニ付十六日以上
自一行至十行	十錢	八錢	七錢二厘	六錢八厘
自十一行至卅行	九錢	七錢	六錢三厘	五錢九厘五毛
三十一行以上	八錢	六錢五厘	五錢八厘五毛	五錢五厘

時事新報

酒茶烟草咖啡の功能(昨日の續)

石河幹明　譯

滔々たる我等生民は生活の眞理の十分一をも知らずして時々刻々之れを犯さゞるはなし試みに問はん家屋に住ひ衣服を着することは生理に適へるや否や、睡眠は何時間を以て適當とするや、晝起き夜寢るは正當なるや、饑寒に迫られて勞働するは生理上に不可なきや否や、斯の如きの類は其他にも猶ほ甚だ少なからずして要するに我々人間は今の世界に於て發見されたる僅々數個條の天然の法則すらも猶ほ之を守ること能はざるものなり即ち人間生活の必要は人をして法則に從ふを許さずして其結果は終に此社會に幾多の疾病を生ずるの勢に立至りたるものあり勞働者と坐業者と兩社會の有樣は即ち二個相對の例にして前者は腦力に割合ひて筋力の方を消耗し後者は全く之に反し兩者共に其食物と消耗回復との間に存する所の關係を破壞して兩者ともに同樣の食物を食ひ各その身體の一部分を十分に養はんとして却て其他の部分の爲めに無用の物を過食せざるはなし然るに勞働者の方には斯る不養生も存外に害を及さゞるの理由二つあり即ち此輩は平生其筋力のみを使用するとは云へ、其間に亦幾分か腦力を勞せざるを得ず而して其結果たるや神經組織の如き身體の一小部分に物料の過剩を生ずるに過ぎざれば種々の機能に由り之を排泄して容易に不平均を償ふことを得べしと雖も坐業の人に於ては則ち然らず腦を使用するには毫も筋力を働かしむるの必用なくして其腦は他の筋肉の如く身體中の大部分を占めざるが故に腦を勞して十分に之を補養せんとするには大に食はざるを得ず然るに其大食は身體全部の養に比例を失ふものにして他の働かざる部分の爲めには恰も過食の罪を犯すが如し之を要するに身體の閑却したる部分を適宜に養はんとすれば腦の消耗を補ふに足らず、腦の補養を十分ならしめんとすれば過食せざるを得ず既に過食すれば胃の力は之を消化するに足らずして忽ち不消化病を發し假令へ幸に消化するも肝臟はその過重に堪へずして又忽ち肝臟病と爲る可し抑も坐業者が(自ら其食慾を節するにあらざれば)常に多量の食物を食ふこと勞働者の如くにして常に不消化云々の病に罹らざるもの稀なるは明白の事實なれども其中幸にして無難なるは既に一たび之を患へたる者か又は日常茶、咖啡、烟草、酒等所謂ストマチツクス(假りに防消品と譯す或は其効能より觀れば興奮强壯品と譯するも可なり)ある者を用ひて自然に腦の消耗を防ぎ、爲めに其缺を補ふ可き食量を減ずるを得たる者に多し飲食店の主人に聞き又は其他の經驗に依るに坐業者の食量決して勞働者に劣らざるの例證は甚だ乏しからず然るに坐業者は斯く大食しながら猶ほ且つ神經組織の饑渇に苦しみ常に所勞不快の沙汰多きは何ぞや前記の理由に在らざるはなし然らば則ち如何にして此情態を改めて患害を減ずることを得べきやと云ふに坐業者の習慣を全く改良するが如きは最良の方策にして勉强の時間を今日の一半に減じ、その減ぜられたる一半を適當なる運動の時間に供するときは難を匡濟するに足るべしと雖も斯の如き改良策は一場の想像談に過ぎずして實際は寸效なきこと勿論なるが故に世間にては往々食物調理の方法を改良せんと企つる者あり幾多の研究と經驗とに由りて既に其成績の見るべきもの少なからず又近來は人工を以て胃の消化を助るの工風も出でたれども之は唯纔かに一步を進めたるのみに過ぎざるのみ若しも眞實その目的を達せんとするには既に我々の手中に在る所の物質にして然かも我々は知らず識らずの間、既に之を發明使用したる其物質を利用するの一法あるのみ即ち其物質の利用とは所謂防消品を用ふる事にして就中最も普通なるものは酒、茶、咖啡、烟草等是れなり蓋し是等の諸品は何れも多少有害の質を含み殊に始めて之を用ふる時に於て然るものあれども習く慣用するときは其害は更に身體に感ずる事なくして唯その防消の効を見るに至る可し始めて烟草を喫する者は之が爲めに惡心を催して大に苦むことありと雖も次第に慣るゝときは不快の感覺全く去るに至るを常とす其他の諸品も皆同樣にして唯人々之に慣るゝの難易と其物の撰擇とに至りて異なるのみ例へば咖啡は好めども茶を喫する能はざるものあり又咖啡は其身に害あれども烟草は却て益を與ふる者もあれば此邊の熟慮は最も必要なることならん而して今日生理の實際に於て是等の品物は其の効用、互に異なれども身體、組織の分離消耗を防御するの一段に至ては何れも同樣の效力あるは疑ふ可らず然かも其效力は身體中の使用を要する部分に著しくして之を喩へば油の諸機械に於けるが如き働をなす其證據は數ふるに遑あらず又人々の自から知る所あり然るに世間にては尙は此有効品の利用に反對し痛く攻擊を加へて人間に大害ありとまで明言する者あるこそ不審なれ

(以下次號)

官報

○大藏省告示第七號

一金二百萬圓　七分利付金祿公債元金

右金額本月中償還ス

但抽籤ノ都合ニ因リ償還金額ニ多少ノ增減アルヘシ

明治廿二年一月十四日　大藏大臣伯爵松方正義

○遞信省告示第三號

明治十九年遞信省告示第百十五號水液脂肪類見本ヲ交換シ得ル國名中葡萄牙諸殖民地ヲ追加ス

明治廿二年一月十四日　遞信大臣子爵榎本武揚

雜報

○官吏侮辱罪の宣告　一昨日の本紙上に記せし如く神戶又新日報社の村上定、堀內喜逸の兩氏は去る八日神戶始審裁判所に於て審問を受けしが抑も所謂侮辱したりと云ふ彼の一篇の文章を揭載する其當日には編輯人堀內喜逸氏は事故ありて全く出社せざりしも檢察官島山重明氏は其謀議ありとし村上氏と同罪なる旨の論告をなせしが兩氏及び各辯護人は何れも事實及び文字の意味等を一々縷述して該文章は官吏侮辱罪を構成すべき必要條件を缺き居るものなれば罪となるべき者にあらず殊に郡長とのみ云ひて未だ其誰たるを明言せざれば是唯抽象的無形の名稱に對して評論したるのみ云々との旨を述しが檢察官は該文章中に所謂郡長とは決して單に郡長てふ無形の名稱に對してのみ云ひたる言にあらず即ち原告十名を誹議したるものあり然るに其原告中の一人は被告村上定が巡回せざる處の郡長なれば之を除かさる以上は本訴成立せず抔とは抑も不當の申分なり而して其被害者は問はずして攝津丹波但馬三國の郡長たるを知るべし且つ本職が被告の巡遊したる箇所に就き原告の取捨をなさゞる所以の者は假令へ其中幾人を除くも侮辱の罪は到底免るべからず而して該文章中誹議に涉る文字隨分少なからざれども盲印云々の一條を以て既に侮辱罪を構成するに足るべし云々と論述せしが終に其翌九日左の如く申渡されたりといふ

裁判言渡書

兵庫縣攝津國神戶區榮町六丁目十五番地寄留同縣加東郡田中村平民神戶又新日報編輯人

堀內喜逸　三十五年二ヶ月

同縣同國同區下山手通三丁目六十二番屋敷ノ一番寄留廣嶋縣加茂郡竹原下市新町平民神戶又新日報主筆

村上定　二十九年五箇月

右喜逸定カ官吏侮辱ノ被告事件ヲ審理スルニ被告喜逸ハ神戶又新日報編輯人ニシテ被告定ハ同日報主筆ナル處共ニ謀テ明治廿一年八月十五日發兌同日報第一千二百八十四號ヘ定ノ起草ニ係リ漫遊所感郡役所及警察署ト題シタル定カ兵庫縣下攝津丹波但馬ヲ漫遊シテ其各郡役所及警察署ヲ論スル所ノ文ヲ揭載公布シ其文中(殊ニ其奏任ト云フハ寧ロ取扱上ノコトニシテ實際奏任ノ資格權力ヲ有スルモノトハ思ハズ口善惡ナキ京童ノ所謂天麩羅奏任ナルモノナリサレハ其給料モ判任官四五等ニ相當スルモノ多シ然ラハ則チ何ゾ乃公ハ奏任官ナリトテ虛威邊幅ヲ張ヲ要センヤ然ルニ云々)尙其後段ニ一室一段ハ則チ事務ヲ繁ニシ手數ヲ煩ハシ郡長ヲシテ木像ノ如ク終日椅子ニヨリテ盲印ヲ捺セシムルノ始メナリ)又(一々上局ノ御居間ニ伺候シテ指揮ヲ受クルヨリ郡書記ノ面倒謂ンカタナシ於是乎可成的御居間ニ伺候セサルコトヲ謀リ甲乙互ニ問答シテ其事務ヲ調ノヘ郡長ヲシテ是非ノ判斷ナク捺印スルニ差支ナキ樣調達セシメ所謂盲印ヲ捺スルコトナレリ云々)ト記シタルハ一々其官氏名ヲ指示セサルモ兵庫縣攝津丹波但馬三國ノ內攝津國八部郡長ヲ除クノ外ナル各郡長ノ職務ニ對シ刊行ノ文書ヲ以テ之ヲ侮辱シタルモノタリ其事實ハ兵庫縣城崎美含郡長小西甚平外數名ノ告訴狀及其提出セル二葉ノ神戶又新日報被告定カ公廷供述ノ一部等ニ徵シ證憑充分ナリトス

之ヲ法律ニ照スニ右被告喜逸定ノ所爲ハ刑法第百四條ニ依リ共ニ刑法第百四十一條第二項ヲ適用シ一月以上一年以下ノ重禁錮ニ處シ五圓以上五十圓以下ノ罰金ヲ附加ス可キモノタリ

依テ被告喜逸ヲ重禁錮一月ニ處シ罰金五圓ヲ附加シ被告定ヲ重禁錮一月十五日ニ處シ罰金十圓ヲ附加スル者也

但被告喜逸定カ本文ノ所爲ハ兵庫縣攝津國八部郡長ノ職務ニ對シ之ヲ侮辱シタルモノナリトノ事ハ其證憑充分ナラザルニ付治罪法第三百五十八條ニ照シ共ニ無罪

明治二十二年一月九日神戶輕罪裁判所ニ於テ檢事島山重明立會宣告ス

始審裁判所判事　由井清

裁判所書記　北風貞繼

○大坂和歌山間鐵道の計畫　前號の紙上にも揭載せし大坂和歌山間(凡十七里)に鐵道を布設せんとて去る九日午後六時頃より大坂東區伏見町三丁目而亭(昨日の紙上に堺御靈と記せしが同樓は差支にて而亭に改めた

るよし
縣農商
郎吉等の
期し更に
る後萬
歸縣し
昨年技
當時は和
に停車
經て泉州
目論見
四百間
ふ泉州
起人中
め技師
に至る
傳三郎
る氣配
界鐵道
界鐵道
意もあ
○大坂
に競爭
程の電
社其他
を除く
害を來
多けれ
じとあ
して商
も大體
更に其
の管理
も是迄
一割と
自ら買
を便宜
西區中
開らき
て彌々
保證金
分ゐ達
○大坂
中市兵
を開き
官區郡
し頗る
○豫防
く京都
き豫防
八郡の
委員十
該請求
名を
成、
一名、
し同日
に上京